

新潟大学大学院現代社会文化研究科における論文提出による学位授与に関する取扱要項

平成16年 2 月 5 日

研究科委員会

(趣旨)

第1 この要項は、新潟大学学位規則（平成16年規則第30号。以下「学位規則」という。）第23条の規定に基づき、新潟大学大学院現代社会文化研究科(以下、研究科という。)における論文提出による博士の学位授与に関する取扱いに関し必要な事項を定める。

(学位申請資格)

第2 本要項に基づいて博士の学位を申請できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位以上を修得して退学した者
- (2) 大学院修士課程を修了後、4年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業後、7年以上の研究歴を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、研究科教授会で学位申請資格を有すると認めた者

(審査の申請)

第3 博士論文の審査を申請する者は、次の各号に掲げる書類等に学位規則第9条第1項に規定する検定料を添えて、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士論文の審査を申請したときは、審査手数料の納付は要しないものとする。

- (1) 博士論文審査申請書(様式第1号) 1部
- (2) 博士論文 紙媒体4部及び電子媒体(A4判とし、和文又は英文で、ワードプロセッサ、タイプ印字又は活字印刷のものとする)
- (3) 博士論文の要旨(A4判とし、和文で2,000字程度又は英文750words程度。)(様式第2号) 4部
- (4) 参考論文各1部
- (5) 論文目録(様式第3号) 1部
- (6) 履歴書(学歴、職歴及び研究歴を含む)(様式第4号) 1部
- (7) 最終学歴の証明書1部(大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数を修得して退学した者は、その証明書を含む)

(学位審査委員会)

第4 研究科長は、学長から学位規則第10条第1項により博士論文の審査及び学力の確認を委嘱された場合は、教授会代議員会に資格審査、当該博士論文の審査及び学力の確認を付託する。

2 教授会代議員会は前項の付託を受けたときは当該博士論文の主題等に応じて本研究科に所属する3人以上の教員によって構成する論文審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置し、当該博士論文の審査及び学力の確認を行わせるものとする。

3 審査委員会に主査を置き、委員の互選により選出する。主査は委員会を招集し、その

議長となる。

- 4 審査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者（本研究科に所属する教員以外の研究者を含む）の委員会への出席を求め、又は意見を聴くことができる。

（学力の確認）

- 第5 審査委員会が行う学力の確認は、当該博士論文を中心として、関連する専門分野及び外国語について、筆記又は口述等の方法により行う。

- 2 前項の学力の確認に係る外国語の種類は、博士論文の内容等を考慮して、審査委員会が定める。

（審査結果の報告）

- 第6 審査委員会は、審査が終了したときは、次に掲げる書類をもって、研究科教授会に審査の結果を報告しなければならない。なお、学位の授与に当たって、博士（学術）以外の専攻分野の名称が適当であると判断した場合は、その理由を付して報告するものとする。

（1）博士論文の要旨及び審査結果の要旨（様式第5号）

（2）学力確認の結果の要旨（様式第6号）

（3）審査委員会の判定結果及び意見（様式第7号）

（学位授与の議決）

- 第7 教授会代議員会は、審査委員会の報告に基づいて、学位規則第15条第2項の規定により、学位授与の可否を議決するものとする。

（学長への報告）

- 第8 研究科長は、第7の教授会代議員会の議決の結果を学長に報告する。

（改正）

- 第9 この要項の改正は、教授会代議員会の議を経て行うものとする。

（雑則）

- 第10 この要項に定めるもののほか、研究科における博士の学位授与に関し必要な事項は、教授会代議員会の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年1月17日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年7月4日から実施し、平成25年4月1日から適用する。